

改正

平成20年3月31日訓令第27号

平成31年4月26日訓令第29号

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

(趣旨)

第1 市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2 市長は、資格者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、該当資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3 市長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止において責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 資格者が1の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、別表各項の停止要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

3 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第5 市長は、第2第1項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し遅滞なく通知するものとする（第1号様式ないし第3号様式）。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方等の制限)

第6 市長は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方又は一般競争入札の参加者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ競争入札参加資格審査委員会の審議を経て、市長が特に認めたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第7 市長は、指名停止の期間中の資格者が市の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第27号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日訓令第29号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停止要件	期間
(虚偽記載)	
1 市発注工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
(過失による粗雑工事)	
2 市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
3 市内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
(契約違反)	
4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ	当該認定をした日から

<p>せたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(贈賄)</p> <p>9 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、市内の他の公共機関の職員に対して、行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>12 次の(1)、(2)に掲げる者が、市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13 市内において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下独占禁止法という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)</p> <p>14 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反した場合において、当該違反が特に悪質であると認められるとき。</p> <p>(談合)</p> <p>15 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>17 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上</p>	<p>2週間以上 4箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上 2箇月以内</p> <p>逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで</p> <p>公訴を知った日から</p> <p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>3箇月以上 9箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3箇月以上 9箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2箇月以上 9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2箇月以上 9箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2箇月以上 12箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p>
---	---

<p>の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>
--	----------------------

別表第2

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停止要件	期間
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>1 市と締結した契約（以下この表において「市発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>2 市内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 第1項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>5 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p> <p>6 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>7 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 2 箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>8 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで</p> <p>公訴を知った日から</p>
<p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p>	<p>4 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p>

<p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。</p>	<p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>3箇月以上 9箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>11 次の(1)、(2)に掲げる者が市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>12 市内において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2箇月以上 9箇月以内</p>
<p>13 市発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反した場合において、当該違反が特に悪質であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2箇月以上 9箇月以内</p>
<p>(談合)</p>	
<p>14 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>15 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 9箇月以内</p>
<p>16 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 9箇月以内</p>

競争入札参加指名停止書

(記号) 第 号
年 月 日

(資格者) 様

根室市長 印

根室市が行う に係る指名競争入札に関する指名を次のとおり停止したので通知します。

1 指名停止の期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 指名停止の理由

(部 課)

競争入札参加指名停止期間変更通知書

(記号) 第 号
年 月 日

(資格者) 様

根室市長 印

年 月 日付け第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止期間を次のとおり変更したので通知します。

- | | | |
|-----------|-----|---------|
| 1 指名停止の期間 | 変更前 | 年 月 日から |
| | | 年 月 日まで |
| | 変更後 | 年 月 日から |
| | | 年 月 日まで |

2 指名停止期間変更の理由

(部 課)

競争入札参加指名停止解除通知書

(記号) 第 号
年 月 日

(資格者) 様

根室市長 印

年 月 日付け第 号で通知した指名競争入札に関する
指名停止を 年 月 日付けで解除したので通知します。

指名停止解除の理由

(部 課)